

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則		ページ
◎高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	(4・24 揭示)	1
告 示		
○字の区域及び名称の変更の届出	(市町村振興課)	2
◎高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴収事務の委託	(観光振興課)	2
公 告		
○土地改良区の役員の就退任(5件)	(農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可(2件)	(〃)	4
○土地改良区の解散の認可	(〃)	4
○換地処分の届出	(〃)	4
○都市計画の変更の図書の縦覧	(都市計画課)	4
高知県公安委員会告示		
○技能検定員審査及び教習指導員審査の実施		4
高知県労働委員会告示		
○あっせん員候補者の氏名等		5
落札公告		
○落札者等の公告	(総務事務センター)	6
正 誤		
○正誤(平20・4・25付け 告示)		7

規 則

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年4月24日(揭示済)

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第46号の2

高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

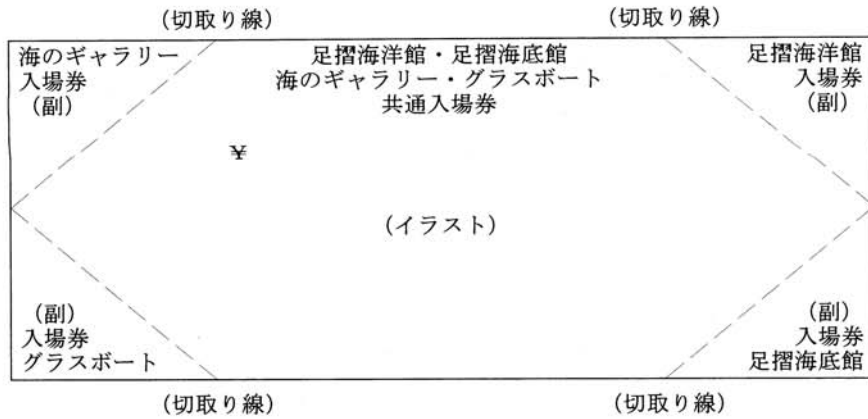
高知県立足摺海洋館の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和50年高知県規則第15号)の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の1項及び様式を加える。

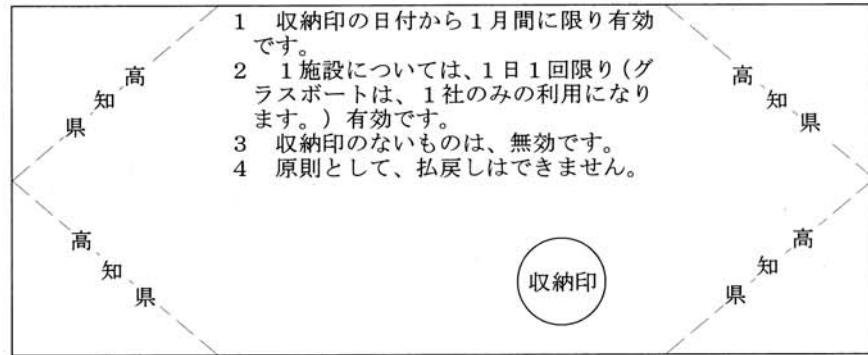
(共通入場券の様式)

2 当分の間、竜串観光振興会が取り扱う足摺海底館、海のギャラリー及びグラスボートとの共通入場券の様式は、附則別記様式のとおりとする。

附則別記様式(附則第2項関係)



(裏面)



- 備考 1 寸法は、縦6センチメートル、横15センチメートルとする。
 2 この入場券の半券(入場券(副)以外の部分)をもって、現金領収証書に代えるものとする。

附 則

この規則は、平成20年4月26日から施行する。

告 示

高知県告示第304号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

変 更 前		変 更 後	
大字	字	大字	字
茅吹手	大峯山	198の12、198の13	茅吹手 屋式ホキ

備考 上記地番は、平成20年4月7日現在の登記簿による。

高知県告示第305号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき高知県立足摺海洋館に係る入場料の徴収事務(調定事務を除く。)を次の者に委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

所在地	名称	委託年月日
土佐清水市三崎4135番地2	竜串観光振興会	平成20年4月26日

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名(退任)	氏 名	住 所
理事	濱田 碩哉	南国市植田 876-1

門田 敬	1014
橋詰 哲夫	1188
島田 三男	香美郡土佐山田町久次 52
山中 譲二	14-2
大塚 俊介	上改田 200-1
小野山裕司	95
高野 雄造	須江 408
岡崎 学	383
監事 高野 恭滋	183-イ
門田 宏	南国市植田 1075
門田 秀夫	1050
(就任)	
理事 濱田 碩哉	南国市植田 876-1
門田 敬	1014
門田 俊一	907-2
島田 三男	香美市土佐山田町久次 52
山中 譲二	14-2
大塚 俊介	上改田 200-1
小野山裕司	95
高野 雄造	須江 408
岡崎 学	383
監事 高野 恭滋	183-イ
門田 宏	南国市植田 1075
門田 秀夫	1050

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、稲生土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成20年5月9日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	中澤 武	南国市稲生1926-2	
	三谷 計雄	2388	
	中澤 勁二	1917-2	
	馬詰 太	113-1	
	澤田 甲	353	
	橋本 淑	572	
	久万 薫	602	
	篠原 繁	638-1	
	濱田 東穂	724	
	横田 健	1315-1	
	戸梶 幸長	3037	
	吉河 和亀	3104	

松岡 孝尚	2193
井上 文夫	2027-4
監事 中澤昭次郎	1921-3
松岡 清	2193
(就任)	
理事 松岡 征	南国市稲生2749
中澤 武	1926-2
三谷 計雄	2388
中澤 勁二	1917-2
馬詰 太	113-1
澤田 甲	353
橋本 淑	572
久万 薫	602
篠原 繁	638-1
濱田 まり	742
森本 彰	908-3
戸梶 幸長	3037
井上 暁彦	2221
井上 文夫	2027-4
監事 中澤昭次郎	1921-3
松岡 清	2193

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市大津乙部土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。
平成20年5月9日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551	
	谷 澄雄	575	
	坂本 卓	1221-1	
	細木 俊輔	285-イ	
	松岡 詔夫	28	
	西川 忠孝	2300	
	大崎 資二	2265	
	島崎 志郎	2091	
	野中 豊	576	
監事	浦 浩	562	
	松岡 敏治	50	
	山崎 豊一	2199-2	
(就任)			
理事	谷 泰儀	高知市大津乙 551	
	谷 澄雄	575	

坂本 卓	1221-1
細木 俊輔	285-イ
古田 辰雄	2261-1
西川 忠孝	2300
徳弘 治市	2077
松岡 敏治	50
野中 豊	576
監事 浦 浩	562
山崎 豊一	2199-2
川村 隆一	55

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、高知市布師田土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

役名	氏名	住 所	高知県知事 尾崎 正直
(退任)			
理事	西川 章史	高知市布師田 480	
	山本 一	354	
	友村 隆朗	786	
	早崎 武夫	1218	
	野々村三男	2132	
	徳弘 頼昭	2197	
	狩野 榮一	2201	
	土居 義長	2669	
	古田 辰雄	大津乙 2261-1	
	泉 俊光	一宮 3261	
	齋藤 正市	中秦泉寺 301	
監事	前田 孝雄	布師田 2300	
	友村 承藏	785	
	安松 克輔	大津乙 2334	
(就任)			
理事	西川 章史	布師田 480	
	齋藤 壽雄	281	
	友村 隆朗	786	
	早崎 武夫	1218	
	狩野 榮一	2201	
	野々村三男	2132	
	徳弘 頼昭	2197	
	北村 義孝	1648	
	土居 義長	2669	
	古田 辰雄	大津乙 2261-1	
	泉 俊光	一宮徳谷 20-2	

〃 齋藤 正市 〃 中秦泉寺 301
 監事 前田 孝雄 〃 布師田 2300
 〃 友村 承藏 〃 〃 785
 〃 安松 克輔 〃 大津乙 2334

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、新居土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
 (退任)
 理事 山北 美明 吾川郡春野町仁ノ1707
 (就任)
 理事 石黒 貞男 高知市春野町仁ノ1856

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、甫喜峯疎水土地改良区の定款の変更を平成20年4月23日に認可した。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、高知市一宮山崎丸土地改良区の定款の変更を平成20年4月24日に認可した。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第2項の規定により、芸西村中央土地改良区の解散を平成20年4月23日に認可した。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、四万十町から十和中部地区（茅吹手換地区）の換地処分を平成20年4月11日に行った旨の届出があった。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により土佐市から都市計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり当該図書の写しを公衆の縦覧に供する。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
土佐都市計画下水道（高岡都市下水路）の変更
- 2 縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び土佐市役所

公安委員会告示

高知県公安委員会告示第8号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号）第2条（同規則第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により、技能検定員審査及び教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成20年5月9日

高知県公安委員会委員長 近森 正幸

- 1 審査の種類、期日及び場所
 - (1) 審査の種類
技能検定員審査等に関する規則（以下「規則」という。）第1条及び第10条第1項に規定する技能検定員審査及び教習指導員審査を次の区分に応じて行う。
ア 大型自動車免許及び中型自動車免許（以下「大型自動車免許等」という。）
イ 普通自動車免許
ウ 大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許及び牽引免許（以下「特定第一種免許」という。）
エ 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許及び普通自動車第二種免許（以下「大型自動車第二種免許等」という。）
 - (2) 審査の期日
平成20年6月26日（木）及び27日（金）
 - (3) 審査の場所
吾川郡いの町枝川200番地
高知県警察本部交通部運転免許センター
- 2 審査の申請手続に関する事項
 - (1) 審査を受けようとする者は、規則別記様式第1号の審査申請書を高知県公安委員会に提出すること。

その際受けようとする審査の種類に応じた自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

- (2) 審査を受けようとする者が、規則第17条第1項各号、第2項各号、第3項各号、第4項各号又は第5項各号のいずれかに該当する者であるときは、審査申請書に、それぞれ当該各号に該当する者であることを証明する書面を添付すること。
- (3) 大型自動車第二種免許等に係る技能検定員審査又は教習指導員審査を受けようとする者は、次の区分に応じて、次の資格者証を提示すること。
ア 大型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
イ 大型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
ウ 中型自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る技能検定員資格者証
エ 中型自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、中型自動車免許に係る教習指導員資格者証
オ 普通自動車第二種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る技能検定員資格者証
カ 普通自動車第二種免許に係る教習指導員審査を受けようとする者については、普通自動車免許、中型自動車免許又は大型自動車免許に係る教習指導員資格者証
- 3 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施に関する事項
 - (1) 技能検定員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
大型自動車免許	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験（自動車の運転に必要な自動車の運転免許試験をいう。以下同じ。）の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
自動車に関する技能	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であ

		ること。
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の技能検定に関する知識	教則の内容となっている事項	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	技能検定の実施に関する知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	自動車運転技能の評価方法に関する知識	
	技能検定員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、90パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	実技試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。
	旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能検定に関する知識	自動車の運転技能の評価方法に関する知識	論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、95パーセント以上の成績であること。

(2) 教習指導員審査の方法等

審査項目	審査細目	審査方法等
------	------	-------

大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習(自動車の運転に関する技能の教習をいう。	実技試験又は面接試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
	学科教習(自動車の運転に関する知識の教習をい	
大型自動車免許等、普通自動車免許及び特定第一種免許の教習に関する知識	教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
	自動車教習所に関する法令についての知識	
	教習指導員として必要な教育についての知識	面接試験又は論文式の筆記試験により行うものとし、その合格基準は、それぞれ80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種免許等の技能教習に関する技能	教習指導員として必要な自動車の運転技能	技能試験の方法に準じて行うものとし、その合格基準は、85パーセント以上の成績であること。
	技能教習に必要な	実技試験により行うものとし、その合格基準は、80パーセント以上の成績であること。
大型自動車第二種	旅客自動車運送事業及び自動車	論文式、択一式、補完式又は正誤式の筆記試験によ

免許等の技能教習に関する知識	代行業に関する法令についての知識	り行うものとし、その合格基準は、論文式のものにあっては85パーセント以上、その他のものについては95パーセント以上の成績であること。
----------------	------------------	--

(3) 審査手数料の額

- ア 技能検定員(大型自動車免許等24,700円、普通自動車免許20,500円、特定第一種免許14,100円、大型自動車第二種免許等22,450円)
- イ 教習指導員(大型自動車免許等15,650円、普通自動車免許12,150円、特定第一種免許9,500円、大型自動車第二種免許等13,300円)

4 その他

詳細については、高知県警察本部交通部運転免許センター教習所係(電話番号088-893-1221内線372)に問い合わせること。

労働委員会告示

高知県労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あつせん員候補者の氏名等を次のとおり告示する。

平成20年5月9日

高知県労働委員会会長 下元 敏晴

氏名	現職等	住所	委嘱年月日
下元 敏晴	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	昭和56年2月2日
川田 勲	高知大学農学部教授 高知県労働委員会委員 (公益委員)	香南市	平成6年3月25日
山岡 敏明	弁護士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成6年3月25日
筒井早智子	高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月18日

藤原 潤子	社会保険労務士 高知県労働委員会委員 (公益委員)	高知市	平成14年3月 18日
稲田 光民	高知県労働委員会事務局 局長	長岡郡 大豊町	平成20年4月 3日
中山 健二	高知県労働委員会事務局 局次長	高知市	平成18年4月 6日
片岡 泰平	高知県労働委員会事務局 審査調整員	高知市	平成20年4月 3日
武政 澄夫	UIゼンセン同盟高知 県支部常任委員会議長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成14年3月 18日
眞辺 幸博	四国電力労働組合高知 県本部委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	吾川郡 いの町	平成15年9月 4日
岡林 俊司	日本労働組合総連合会 高知県連合会会長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成16年3月 18日
中谷 達美	高知県交通労働組合執 行委員長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	室戸市	平成18年3月 22日
田口 朝光	高知県労働組合連合会 書記長 高知県労働委員会委員 (労働者委員)	高知市	平成20年3月 18日
渡辺 泰方	高知県経営者協会参与 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	南国市	平成15年9月 4日
森 由枝	有限会社森総合労務セ ンター代表取締役 高知県労働委員会委員	高知市	平成16年3月 18日

	(使用者委員)		
安岡 範悦	四国運輸株式会社代表 取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成18年3月 22日
井戸 浩道	株式会社特殊製鋼所代 表取締役社長 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	高知市	平成19年4月 5日
水田 信幸	高知県経営者協会専務 理事 高知県労働委員会委員 (使用者委員)	吾川郡 いの町	平成20年3月 18日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第11条及び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成20年5月9日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
平成20年度総務事務集中化システム運用保守委託業務
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県会計管理局総務事務センター 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成20年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
社団法人高知県情報産業協会 南国市蛸が丘二丁目2番地1
- 5 随意契約に係る契約金額
39,270,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第10条第1項第1号に該当するため

正 誤

公報日付	公報番号	種類	ページ	欄 (行)	正	誤
平20・4・25	9037	○告示	3	中 (7～14)	<u>696番8</u> <u>696番9</u> <u>696番10</u> <u>696番11</u> <u>696番13</u> <u>696番15</u> <u>697番4</u> <u>697番8</u>	696番8号 696番9号 696番10号 696番11号 696番13号 696番15号 697番4号 697番8号